

ジョリ ヴィレ
JOLI VILLE では
お引渡し後、安心してお住み頂くために



に加入しております。

新築住宅を取得されるみなさまへ ご存知ですか？ 消費者を守る 2つの法律 — 住宅品質確保法と住宅瑕疵担保履行法 —



大丈夫! 何か不具合があったら建設・販売した住宅事業者が直します。

法律 **住宅品質確保法**
(住宅の品質確保の促進等に関する法律)

新築住宅に不具合(瑕疵)があった場合には、住宅事業者が費用を負担し、直すことが住宅品質確保法により義務付けられています。(瑕疵担保責任)

- 保証されるのは、基礎や柱等の構造耐力上主要な部分と、外壁や屋根等の雨水の浸入を防止する部分です。
- 保証される期間は10年間です。

●「瑕疵担保責任」とは●

瑕疵	保証
本来持つべき品質が欠けているなど、欠陥がある状態	瑕疵を補修したり、損害を賠償したりすること

つまり「瑕疵担保責任」とは、契約の目的物に瑕疵があった場合に、これを修復したり、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない責任のことになります。

大丈夫! 不具合を直す費用は保険が供託で確保されているので安心です。

法律 **住宅瑕疵担保履行法**
(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)

もしも、不具合(瑕疵)が発生した場合でも確実に補修できるように、住宅事業者が補修費用を「保険」か「供託」により確保することが瑕疵担保履行法により義務付けられています。

- 保証される部分と期間は、住宅品質確保法と同じです。
- 住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者様がこの費用を請求できます。

● 保険と供託 ●

保険	引き出す住宅ごとに住宅事業者が保険に加入します。保険金により補修費用を確保します。不具合(瑕疵)を直すための費用として、住宅事業者が保証金を利用することはできません。住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者様が保証金を請求できます。
供託	引き出す住宅の戸別に対して住宅事業者が供託所に保証金を預けることにより補修費用を確保します。不具合(瑕疵)を直すための費用として、住宅事業者が保証金を利用することはできません。住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者様が保証金を請求できます。

※ 保険のポイントはこちらのページへ